

単価契約書（案）

公益財団法人鹿児島市環境サービス財団（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇（以下「受注者」という。）は、道路運送車両法第62条に基づく継続検査（以下「車検」という。）の委託について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は所有する車両の車検について、受注者に委託し受注者はこれを受託する。
2 発注者及び受注者は本契約に基づき、信義に従い誠実に、この契約を履行しなければならない。
(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（対象車両）

第3条 車検を実施する車両（以下「対象車両」という。）は、別表1のとおりとする。
2 前条の契約期間中に発注者が車両を増車又は更新し車検が必要になった場合、原則として受注者が車検を行う。
3 前条の契約期間中に対象車両が売却又は滅失した場合は、対象車両から除外する。

（車検・整備）

第4条 受注者は、道路運送車両法等の関係法令（以下「規則」という。）に従い、適切な車検を実施するものとする。
2 車検時には、別表1で指定する整備を行うものとする。
3 車検を実施し、規則又は別表1に適合しない事項が判明した場合、当該不適事項を解消するために必要な整備を行うものとする。
4 受注者は、別表2の契約金額又は発注者の指示以外で代金が発生する整備を実施する場合には、発注者に連絡を行い発注者の指示に従い整備を行わなければならない。
5 車検実施日については、発注者と受注者で協議し定める。ただし、車検に関しては道路運送車両法第61条で定める自動車検査証の有効期限内に車検を終了させ自動車検査証の交付を受けなければならない。
6 受注者が車両の車検、整備を実施する場所及び保管場所は、鹿児島市内に限る。

（検査）

第5条 受注者が、対象車両の管理を行っている場合において対象車両が損傷又滅失した可能性があるとき発注者は当該車両に対し、検査を実施することができるものとする。
2 発注者は、車検を終了した対象車両に対し完成検査を行うことができるものとする。
3 発注者は、車検実施時に、受注者へ車検前に申請することにより、交換された部品又は使用された消耗品がある場合には、当該取り外した使用済み部品及び消耗品の提示を求めることができる。この場合、受注者は当該要求に従わなければならない。
4 検査を実施した際に規則又別表1の項目に不適合あったものについては、受注者の責任において対象車両を整備し適合させなければならない。
5 発注者は、発注者の指示又は別表1の内容が、規則に適合しない場合において車検作業が規則に適合している限り、不適合にしてはならない。

（車両の受託・引渡し）

第6条 受注者が、対象車両を受託するときには、当該車両の保管場所で引き取りを行い、車検実施場所まで運送すること。
2 車検終了後の対象車両の引渡しは、当該車両を前項で受託した保管場所へ運送すること。
3 車両運送中の事故については、受注者の責とする。

（契約不適合責任）

第7条 受注者は、下記に適合する場合、補修又は部品交換若しくはその他の適切な方法により履行の追完を行う責任（以下「契約不適合責任」という。）を負うものとする。
(1) 車検が終了した対象車両が規則又は別表1の項目に適合していない。

(2) 整備済みとされた部品が交換又は修繕等の整備がされていない。

(3) 交換又は修繕等の整備された部品に不具合があった場合。

(4) 車検終了時に重大な不具合が残り、安全に走行することができない。

2 契約不適合責任の請求可能期間は車検実施後、1年間とする。ただし、前項各号に該当することを知りながら告げなかった場合はこの限りではない。

3 下記の場合、受注者は契約不適合責任を負わないものとする。

(1) 発注者の指示によるもの。

(2) 発注者が提供した部品によるもの。

(3) 通常の摩擦又は消耗若しくは経年劣化によるもの。

(4) 事故により、損害を受けたもの。

(5) その他受注者の攻めに帰すべき事由によらないもの。

(損害賠償)

第8条 受注者が実施した車検又は整備に起因する損害については、受注者の責により補償するものとする。

2 第6条により車両を運送中に発生した事故等の損害については、受注者の責により補償するものとする。

(代金の支払い)

第9条 車検の代金は、別表2のとおりとし車検の完了後に請求することができる。

2 前項に限らず車検実施時に、別表1の項目以外の整備を実施し部品交換などの追加作業が発生した場合には、別途代金を請求することができる。

3 発注者は、前2項により請求書を受けたときは、請求書を受け取った月の翌月末までに受注者の指定する口座へ振り込みによって代金を支払わなければならない。ただし、第6条の検査に不合格になった場合には、その損害又は滅失分の代金の支払いを拒否できる。

4 第2項に限らず、第4条第4項の指示に従わず又は連絡をせずに整備を行った場合、この整備分の代金又は損害分の支払いを拒否することができる。

5 発注者は、車検及び整備の代金のほか、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税について車検終了時に受注者へ受注者の指定する方法により、当該費用を支払ったことを証する書類の提出と引き換えに受注者へ支払う。

6 第3条第2項の場合、車検の代金は、発注者と受注者が協議し代金を定める。

7 第3条第3項の場合、別表2の当該車両の代金分は支払いをおこなわない。ただし、車検を受けている代金分はこの限りではない。

8 前条及び第7条において、補償又は無償で整備が行われないときには、当該損害分を差し引いた金額で代金を支払うことができる。

(契約の変更)

第10条 第2条契約期間中に賃金、物価等の激変その他予期しない特別な理由により、契約金額が著しく不適当であると認められるようになった場合は、発注者と受注者は、協議して契約単価の変更をすることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 受注者は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行の全部を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

(催告による契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を文面で催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除し、受注者が受けた損害の賠償を請求することができる。

(1) 正当な理由なく、車検を行わないとき。

(2) その他、本契約に違反したとき。

(催告によらない契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各項のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除し、発注

者が受けた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第11条に違反したとき。
- (2) 受注者が、車検することが不可能又は車検を明確に拒絶したとき。
- (3) 車検時において、受注者の攻めに帰すべき理由により自動車検査証の有効期限内に車検が終了しないと明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が、契約の解除を申し出たとき。

(疑義の解決)

第14条 本契約の定めのない事項及びこの契約の履行について疑義を生じた事項については、法令及び鹿児島市の条例、公益財団法人鹿児島市環境サービス財団の契約規則により準用する鹿児島市契約規則等の定めるところに従うほか、発注者と受注者で誠意をもって協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、発注者の解釈によるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者で記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 鹿児島市東開町2番地3
公益財団法人鹿児島市環境サービス財団
理事長 玉利淳

受注者 鹿児島市東開町
株式会社〇〇
代表取締役社長 〇〇

令和8年度車検項目一覧表(7. 2屯車両)

対象車両	車名	日野	
	登録番号	鹿児島800は1902	鹿児島800は2086
	車体の形状	糞尿車	糞尿車
	型式	QKG-FJ7JGAA	2KG-FJ2ABA
	原動機の型式	J07E	A05C
	初年度登録年月日	平成29年3月	平成31年3月
	最大積載量/車両総重量	7200kg/13,850kg	7200kg/13,630kg
検査項目 ※○印は点検	ブレーキマスター	○	○
	クラッチマスター	○	○
	F/Rホイールシリンダーのインナーパーツ	交換	交換
	ブレーキホース	○	○
	エアーマスター	○	○
	クラッチブースター	○	○
	ラジエーター ラバーホース	○	○
	ヒーターホース	○	○
	F/Rハブシール F/Rハブグリス	交換	交換
	エアーエレメント	○	○
	フューエルエレメント	交換	交換
	オイルエレメント	交換	交換
	ファンベルト、クーラーベルト	交換	交換
	クーラント(LLC)	交換	交換
	エンジンオイル	交換	交換
	CVSフィルター	交換	交換
	ミッションオイル	交換	交換
	デフオイル	交換	交換
	ペタルゴム	○	○
	ワイパークリーナー	交換	交換
	スチーム洗浄	スチーム洗浄	スチーム洗浄
	下回り錆止め(黒色)	下回り錆止め(黒色)	下回り錆止め(黒色)

- 整備にあたり、不明な点及び追加修理の必要がある場合は協議すること。
 - 車両検査に伴う登録一切の費用は受注者において負担。(自賠責保険・重量税を除く)
 - 車両の引渡しから納車間での事故については一切の責任を負うこと。
- ※ 上記以外に修理が必要な場合は事前に整備管理者へ連絡し、指示に従うこと。
 ※ 「新しい車検証」及び「自賠責保険証」のコピー各1部を納車時に持参して下さい。

別表2（第9条関係）

点検の契約金額

	車名	形状	初年度登録日	車両番号	車検契約金額
1	日野	糞尿車	平成29年	鹿児島800 は1902	
2	日野	糞尿車	平成31年	鹿児島800 は2086	
合計金額					¥-

(契約金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

令和8年度車検項目一覧表(2・3屯車両)

対象車両	車名	三菱	三菱	いすゞ	三菱	三菱	日野	いすゞ
	登録番号	鹿児島800 せ1688	鹿児島800 せ2455	鹿児島800 す9204	鹿児島800 せ954	鹿児島800 せ123	鹿児島800 す1928	鹿児島800 せ2373
	車体の形状	糞尿車						
	型式	2RG-FBAV0	2RG-FBAV0	TPG-NMR85N	2PG-FEA80	2PG-FEA80	PDG-FE73B	2RG-XZU605X
	原動機の型式	4P10	4P10	4JJ1	4P10	4P10	4M42	N04C
	初年度登録年月日	令和4年3月	令和5年4月	平成31年1月	令和3年3月	令和2年3月	平成21年9月	令和5年3月
検査項目 ※○印は点検	最大積載量 /車両総重量	1,800kg /5,265kg	1,800kg /5,285kg	3,000kg /6,945kg	3,000kg /6,955kg	3,000kg /6,955kg	1,800kg /5,155kg	2,900kg /7,115kg
	ブレーキマスター	○	○	○	○	○	○	○
	クラッチマスター	○	○	○	-	-	○	○
	ブレーキオイル	交換						
	ホイールシリンダーの インナーハーツ	F/R交換	F/R交換	F/R交換	(4輪ディスクブレーキ)		R交換	F/R交換
	ブレーキホース	○	○	○	○	○	○	○
	オートマオイル	○	○	-	○	○	-	-
	センターブレーキ ・調整	○	○	○	○	○	○	○
	ラジエーター ラバーホース	○	○	○	○	○	○	○
	ヒーターホース	○	○	○	○	○	○	○
	F/Rハブシール F/Rハブクリス	交換						
	エアーエレメント	交換						
	フューエルエレメント	交換						
	オイルエレメント	交換						
	全エンジンベルト タイミングベルト除く	交換						
	クーラント(LLC)	交換						
	エンジンオイル	交換						
	ミッションオイル	交換						
	デフオイル	交換						
	ベルトゴム	○	○	○	○	○	○	○
	ワイヤーブレード	交換						
スチーム洗浄	スチーム洗浄	スチーム洗浄	スチーム洗浄	スチーム洗浄	スチーム洗浄	スチーム洗浄	スチーム洗浄	スチーム洗浄
下回り錆止め (黒色)	下回り錆止め (黒色)	下回り錆止め (黒色)	下回り錆止め (黒色)	下回り錆止め (黒色)	下回り錆止め (黒色)	下回り錆止め (黒色)	下回り錆止め (黒色)	下回り錆止め (黒色)

1 整備にあたり、不明な点及び追加修理の必要がある場合は協議すること。

2 車両検査に伴う登録一切の費用は受注者において負担。(自賠責保険・重量税を除く)

3 車両の引渡しから納車間での事故については一切の責任を負うこと。

※ 上記以外に修理が必要な場合は事前に整備管理者へ連絡し、指示に従うこと。

※ 「新しい車検証」及び「自賠責保険証」のコピー各1部を納車時に持参して下さい。

点検の契約金額

	車名	形状	初年度登録日	車両番号	車検契約金額
1	三菱	糞尿車	令和4年	鹿児島800 せ1688	
2	三菱	糞尿車	令和5年	鹿児島800 せ2455	
3	いすゞ	糞尿車	平成31年	鹿児島800 す9204	
4	三菱	糞尿車	令和3年	鹿児島800 せ954	
5	三菱	糞尿車	令和2年	鹿児島800 せ123	
6	三菱	糞尿車	平成21年	鹿児島800 せ1928	
7	日野	塵芥車	令和5年	鹿児島800 せ2373	
8	いすゞ	塵芥車	平成24年	鹿児島800 す3816	
合計金額					¥-

(契約金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

令和8年度車検項目一覧表(その他車両)

対象車両	車名	マツダ	ダイハツ	ダイハツ	マツダ	ダイハツ	スズキ	ダイハツ	ダイハツ	トヨタ
	登録番号	鹿児島400 と4285	鹿児島480 ひ9320	鹿児島480 ひ9319	鹿児島480 つ8764	鹿児島480 て443	鹿児島582 な9915	鹿児島582 な9574	鹿児島582 に213	鹿児島400 て3541
	車体の形状	キャブオーバー	キャブオーバー	キャブオーバー	パン	キャブオーバー	箱型	箱型	箱型	パン
	型式	5BF-S413F	3BD-S500P	3BD-S500P	EBD-DG64V	EBD-S201P	DBA-HA36S	DBA-LA300S	DBA-LA300S	DBE-NCP160V
	原動機の型式	2NR	KF	KF	K6A	KF	R06A	KF	KF	1NZ
	初年度登録年月日	令和2年11月	令和2年12月	令和2年12月	平成26年5月	平成26年7月	平成28年5月	平成28年1月	平成24年4月	平成29年5月
	最大積載量 /車両総重量	750kg /2,090kg	350kg /1,300kg	350kg /1,300kg	350kg /1,340kg	350kg /1,260kg	- /870kg	- /950kg	- /950kg	400kg /1,600kg
検査項目 ※○印は点検	ブレーキマスター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	リヤホイールシリンダー インナーパーツ交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
	ブレーキホース	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ブレーキオイル	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
	クーラント(LLC)	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
	ラジエーター ラバー	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ヒーターホース	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エアーエレメント	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
	オイルエレメント	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
	全エンジンベルト (タイミングベルト除く)	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
	プラグ	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
	エンジンオイル	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
	ミッションオイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	デフオイル	交換	交換	交換	交換	交換	-	-	-	-
	ベルトゴム	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ワイヤーブレード	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換	交換
	スチーム洗浄	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	下回り錆止め (黒色)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

1 整備にあたり、不明な点及び追加修理の必要がある場合は協議すること。

2 上記の修理箇所及び交換部品については、3ヶ月間保証すること。

2 車両検査に伴う登録一切の費用は受注者において負担。(自賠責保険・重量税を除く)

3 車両の引渡しから納車間での事故については一切の責任を負うこと。

※ 上記以外に修理が必要な場合は事前に整備管理者へ連絡し、指示に従うこと。

※ 「新しい車検証」及び「自賠責保険証」のコピー各1部を納車時に持参して下さい。

別表2（第9条関係）

点検の契約金額

	車名	形状	初年度登録日	車両番号	車検契約金額
1	マツダ	キャブオーバー	令和2年	鹿児島400 と4285	
2	ダイハツ	キャブオーバー	令和2年	鹿児島480 ひ9320	
3	ダイハツ	キャブオーバー	令和2年	鹿児島480 ひ9319	
4	マツダ	キャブオーバー	平成26年	鹿児島480 つ8764	
5	ダイハツ	キャブオーバー	平成26年	鹿児島480 て443	
6	スズキ	箱型	平成28年	鹿児島582 な9915	
7	ダイハツ	箱型	平成28年	鹿児島582 な9574	
8	ダイハツ	箱型	平成24年	鹿児島582 に213	
9	トヨタ	バン	平成29年	鹿児島480 て3541	
合計金額					¥-

(契約金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。)